

JLPタグを使用する方へ

JAPAN LEATHER PRIDEタグのルール

一般社団法人 日本タンナーズ協会
JLP委員会

● J L P タグの使用許可者の要件・・・『J L P タグの使用に関する規定』の第3条をご確認ください

◆ポイント◆

- ①日本国内のタンナーであって、必要書類を提出し、審査を経ることが必要です。
- ②『原皮およびウェットブルー』から、自社工場で再鞣しと染色・加脂を行うことが必要です。
- ③一部でも、自社工場以外で生産しているウェットブルーを使用している場合には、追加書類の提出が必要です。
- ④使用期間中に、変更（①原材料の使用状況の変更②代表者名の変更③会社名の変更④工場所在地の変更）があった場合には、追加書類の速やかな提出が必要です。

● J L P タグを付けられる革製品の要件・・・『J L P タグの使用に関する規定』の第5条をご確認ください (靴・鞆など)

◆ポイント◆

- ①革製品は国内で100%製造されていることが必要です。
- ②革製品について、表面積の60%以上は**使用許可者の条件を満たした革**であることが必要です。
条件を満たした革とは・・・
『原皮およびウェットブルー』から、自社工場で再鞣しと染色・加脂を行った革です。
※クラストから生産した革は、条件を満たさない革となります。
- ③リバーシブルの場合は、裏地も表面積とみなします。
- ④取っ手などの付属品は表面積に含みます。